

労働者派遣事業に係わる情報提供

派遣者労働事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に基づき、労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

1 派遣労働者の数 (対象期間:2025/2/1～2026/1/31)

派遣労働者の数 (1日平均)	39人
----------------	-----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間:2024/2/1～2025/1/31)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	11件
-----------------------	-----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間:2024/2/1～2025/1/31)

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	15,331円
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	10,334円
マージン率	32.5%

※マージン率には、社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等も含まれています。

4 教育訓練に関する事項

新規採用訓練、ビジネスマナー訓練、資格取得訓練、リーダー研修等

5 キャリアコンサルティング相談窓口連絡先

TEL 048-574-3799

6 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・ 労使協定を締結しているか否か	: 締結済み
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: 全ての派遣労働者
・ 労使協定の有効期限の終期	: 2027年3月31日